Labor Management 2026年11月号 VOL.448

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR
〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-1-8
堂島パークビル3階
tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）のポイント

1. 助成額（中途採用者1人あたり）

【通常助成】
- **助成額：1人あたり 20万円**
- 上限：1事業所 1年度あたり 20人分まで

【成長要件加算】
- **加算額：1人あたり +10万円**
- 要件：ローカルベンチマーク評点「B」以上 または 平均給与5%以上上昇

2. 主な支給要件（4大ポイント）

① 中途採用計画の届出（雇入れ前の事前手続き）
- 雇い入れる前日までに、管轄労働局へ「中途採用計画書」を提出すること。
 ※常時雇用300人超の事業主は、計画提出時点で自社HP等に「中途採用比率」の公表が必須。

② 雇用管理制度の整備
- 評価・処遇制度、労働時間、福利厚生などの中途採用者向け制度を整備すること。

③ 中途採用率の拡大（いずれかを達成）
- 【目標イ】中途採用率を前年同期比で 5ポイント以上上昇させる（計画期間：1年または6か月）
- 【目標ロ】計画期間中の中途採用率を 50%以上とする（計画期間：1年）

④ 賃金5%以上上昇（前職との比較）
- 雇入れ後の賃金（6か月間の各支払日）を、前職の賃金と比較して5%以上上昇させること。

3. 支給対象労働者の主な要件

■ 対象者となる条件
- 期間の定めのない労働者（正社員等。パートタイムを除く）として雇い入れられた方
- 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた方
- 雇入れ前1年間に、当該事業所で就労実績（雇用・出向・派遣・請負・委任）がないこと
- 雇入れ前1年間に、申請事業主と密接な関係にある事業主に雇用されていないこと

4. 手続きと支給申請の流れ

【ステップ1】雇入れ前
- 中途採用計画を作成
- 計画開始前日までに労働局へ届出
- (300人超) 比率公表

【ステップ2】計画期間中
- 雇用管理制度の整備
- 対象者の雇入れ
- 中途採用率目標達成
- 賃金5%以上上昇達成

【ステップ3】支給申請
- 申請時期：計画終了日の翌日から6か月経過日の翌日から2か月以内
- 提出先：都道府県労働局

【厚生労働省】早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160737_00001.html

特定社会保険労務士 中島康之